

会 議 録

1. 会議名	令和7年 国の経済対策に係る本市の対応について
2. 開催日	令和7年12月15日（月）
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、田家総務部長、森田総務部副部長 担当部：阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長、稲治企画政策課長 後藤財政課長

4. 会議の目的
国の経済対策（令和7年度補正予算）を踏まえて本市の取組みを12月補正で追加上程し、議会（常任委員会）へ説明するため方向性と提出資料を協議
5. 補足説明（現状、課題など）
国の総合経済対策として令和7年12月9日付で国会に提出された令和7年度補正予算案で示された取組みのうち、速やかな措置が求められている取組みを実施するため補正を行う。
6. 担当部の方向性
○重点支援交付金を活用した全市民を対象とした取組みを決定する上でのポイント ・全市民に対して公平な取組みで、事務手続きを効率的に進めることができ、出来るだけ早く支援する。 ・経費率（委託料、郵送料等）を抑えて、市民への配分額を可能な範囲で大きくする。 ・物価高騰に対する食料品等を対象にした支援（特別加算分）以外にも、生活者支援策を実施する。 ○前回（12月9日）の協議で「お米券 4840円分の配布」を現時点の案とするものの、ギフトカード等の配布に関する国の方針について、確認できていない部分がある。また、期限付の商品券の納品時期等の最新の状況を踏まえた上で最終決定する。 ○お米券とバニラVisaギフトカード（商品券）の比較 ・市民への発送の時期はお米券が3月上旬、商品券が3月下旬でほぼ同時期 ・使用期限はお米券が2026年9月末に対して、商品券が2026年12月末で長く期間設定が可能 ・お米券は4,840円分の配布であるが、商品券は5,000円分配布できる。
7. 質疑・意見等
質問：バニラVisaには川西市の番号を付番することができ、利用実態を確認できるのか。 回答：シリアル番号が付番される。市民はネットでカードの残高を確認できる。 カードには印字されないため、確認したい場合は調べる必要がある。 質問：バニラVisaはどのような店舗で利用できるのか。 回答：コンビニエンスストアなど、大半の店舗で利用ができる。 紙のギフトカードが使える店舗に加えて、インターネットでの購入にも利用できる。 そのため、紙のギフトカードより店舗数は多い。

意見：カード型のバニラVisaは高齢者など、使い慣れていない方は分かりづらいと思う
紙のお米券は他のギフトカードと同じで使いやすいのではないかな

質問：郵送料を抑えるため、世帯ごとの配布は可能かな

回答：可能である。1世帯の人数によって枚数が変わるため、封入作業の手間がかかるが事業者と調整する。

質問：前回の協議でいつ時点の市民を対象に配布するかについて、川西市は令和8年1月1日時点の市民を対象に配布する。近隣市町の状況としては補正予算の議決日とする市や未定の市がある。1月1日時点という市もあるため、本市も同様に対応とする。

8. 結論

- ・バニラVisaの経費率の中で未利用分を返納する場合の手数料が未確定の部分があるため、その点は引き続き、精査する。
- ・また、他市がバニラVisaを配布することになり、発送時期が変わる可能性もある。
- ・そのため、上記の状況を踏まえて、お米券かバニラVisaか（集まった協議とはせず持ち回り等で調整）し、最終結論を出す。（後にお米券の配布で最終決定）